

発電所敷地内における空气中放射性物質の核種分析結果

参考値

(データ集約 : 11/4)

採取場所	福島第一 西門		福島第二 MP-1 (参考)				②炉規則告示濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) (別表第2第四欄 放射線 業務従事者の呼吸する 空气中の濃度限度)
試料採取日時刻	平成23年11月3日 7時00分～12時00分		平成23年11月3日 9時14分～9時23分				
検出核種 (半減期)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-			
Cs-134 (約2年)	ND	-	ND	-			2E-03
Cs-137 (約30年)	ND	-	ND	-			3E-03

※ 試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値。

○.○E-○とは、○.○×10<sup>-○</sup>と同じ意味である。

その他の核種については評価中。

※ 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

※ 本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。

福島第一 西門における検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約1E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約3E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約3E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

粒子状のI-131が約6E-8Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

福島第二 MP-1における検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約2E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約3E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約3E-6Bq/cm<sup>3</sup>。

粒子状のI-131が約1E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約2E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約2E-6Bq/cm<sup>3</sup>。

発電所敷地前面海域における空气中放射性物質の核種分析結果<1/2>

参考値

(データ集約：11/4)

採取場所	福島第一 沖合2～3km海上 1回目		福島第一 沖合2～3km海上 2回目		福島第一 沖合2～3km海上 3回目		福島第一 沖合2～3km海上 4回目		②炉規則告示濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) (別表第2第四欄 放射線 業務従事者の呼吸する 空气中の濃度限度)
	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	
試料採取日時刻	平成23年11月1日 採取中止		平成23年11月1日 採取中止		平成23年11月1日 採取中止		平成23年11月1日 採取中止		
検出核種 (半減期)									
I-131 (約8日)	-	-	-	-	-	-	-	-	1E-03
Cs-134 (約2年)	-	-	-	-	-	-	-	-	2E-03
Cs-137 (約30年)	-	-	-	-	-	-	-	-	3E-03

※ 〇.〇E-〇とは、〇.〇×10<sup>-〇</sup>と同じ意味である。

発電所敷地前面海域における空气中放射性物質の核種分析結果<2/2>

参考値

(データ集約：11/4)

採取場所	福島第一 沖合2～3km海上 1回目		福島第一 沖合2～3km海上 2回目		福島第一 沖合2～3km海上 3回目		福島第一 沖合2～3km海上 4回目		②炉規則告示濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) (別表第2第四欄 放射線 業務従事者の呼吸する 空气中の濃度限度)
	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	
試料採取日時刻	平成23年11月2日 採取中止		平成23年11月2日 採取中止		平成23年11月2日 採取中止		平成23年11月2日 採取中止		
検出核種 (半減期)									
I-131 (約8日)	-	-	-	-	-	-	-	-	1E-03
Cs-134 (約2年)	-	-	-	-	-	-	-	-	2E-03
Cs-137 (約30年)	-	-	-	-	-	-	-	-	3E-03

※ 〇.〇E-〇とは、〇.〇×10<sup>-〇</sup>と同じ意味である。